徳川美術館蔵『基俊集』『登蓮集』の表記

―定家真筆説への疑問―

林田定男

はじめに

ある一定の条件下で書写活動を行う際、同一人物の使用する文字には共通する傾向が認められるという前提を基にして、林田(二〇〇三)では天理図書館蔵『實方集』の、同(二〇〇五)では同館蔵『一宮紀伊集』の、藤原定家真筆文献内における表記の特異性を四つの観点(書写形式・漢字使用・仮名使用・字形)から指摘した。実際、先に述べた前提は磐石であるとはいい難いし、究極的には証明困難なことなのである。しかし、これを疑うとなると、表記研究や筆跡研究等の方法およびそれらによって導き出された結論、そしてそれに関連する諸事項は修正や再検証を迫られる部分が少なからず存しよう。ことは定家筆資料だけの問題に止まらない(1)。

さて、本稿は前稿二編と一連のものであり、ここで対象とする二集も、先の天理図書館の二本同様、一般に定家真筆とされている資料である。以下、前稿の検討成果や方法を踏襲し、徳川美術館蔵『基俊集』『登蓮集』(以下、それぞれ『基俊集』『登蓮集』)の定家真筆文献内における表記の特異性を指摘し、さらに当該資料の書写者に関しての通説に対する私見を述べ、その成立の可能性についても言及したい。

一　検討資料について(問題の所在)

具体的検討に入る前に、『基俊集』『登蓮集』についての書誌に簡単に触れておく。

二集の合綴本である。筆跡は疑う余地のない定家真筆である。タテ一五・二糎、ヨコ一五・〇糎、いわゆる枡形本で、列帖装。表紙は浅葱地に雲気・砂綾形文の雲母刷り。無題。見返しは雲母引きに金銀の砂子を霞に撒き、切箔、破箔を散らしてある。扉は布目打ちで、金もみ箔散らしの紫紙。中央に「基俊　復登蓮集」と同じく定家の筆跡で直書きされている。この扉ふうのものは、実は冒頭部分だけでなく、末尾の部分にも遊紙とは別に存しているので、あるいはこれが本来の表紙で、現表紙はのちに添えられたものであろうか。遊紙は前後に一丁ずつ、墨付本文は基俊集が十丁、登蓮集が四丁、計十六丁。料紙はやや楮まじりと思われる斐紙。保存用の箱は二重になっていて、外箱は杉二方桟造り、内側は溜塗被蓋造り（内　黒漆）である。なお外箱には「基俊集　一冊」と墨書され、さらに右肩に小さく「壱番之／い十七」、左下に「極　証文」と記されている。証文は享保七年の日付をもつ古筆了音のものと、寛政十年の日付をもつ古筆了意のものとが二通、いずれも定家真筆が間違いないことを証している。

右は、当該資料の影印が収められている『徳川黎明會叢書和歌篇二　私家集・歌合』に載る解説（久保木哲夫氏執筆部分）の本文冒頭から九行目まで（四〇八～四〇九頁）を抄出したものである。〈筆跡は疑う余地のない定家真筆である〉と記されているが、引用文の範囲からはそういえる積極的根拠を見出せないのは勿論のこと、これ以降の本文でもまた然りである。[2] しかし、当該資料が定家風の文字で書写されていることは厳然たる事実である。ただし、一口に定家の書風といっても、名児耶明（一九九九）で示されているとおり、年齢によって定家はその書風に変遷が認められることが知られている。

そのため、以下の検討における『基俊集』および『登蓮集』の比較資料は、それらと書風の類似するもの（同年代の書写と思しきもの）を中心に取り上げることを予めお断りしておく。

二　具体的検討

検討対象は、『基俊集』の和歌二九首、『登蓮集』の和歌二六首である。以下、書写形式、漢字使用、仮名使用、字形、の四つの観点から順に当該資料の定家真筆資料内における表記の特異性を指摘していきたい。

二―一　書写形式の観点

定家の著とされる『下官集』には、次のような記述が認められる。ここでは、この記述と当該資料の書写形式との整合性を確認する。

一　書哥事
知物様之人称故実態以上句之末
下句之行之上に書
さくらちるこのしたかせは　さむからてそらにしられぬゆきそふりける
如此書雖有其説当時至愚之性迷
而不弁上下句只付読安可用左説
さくらちるこのした風はさむからてそらにしられぬゆきそふりける
真名を書交字或ハ落字之時
上句一行にたらすなれとも只如闕字
其所を置て次の行に可書下句之由渋之
［大東急記念文庫蔵定家卿模本／浅田徹（二〇〇〇）］

『基俊集』二九首のほとんどが、三行書きである。[3] そして、『登蓮集』では二六首ほぼすべてが二行書であるが、約四割に相当する一一首が先の記述に一致しない書写形式である。

なお、同じく定家筆（一部）の私家集とされている日本大学蔵『大斎院前の御集』（縦一六・二糎。定家筆部分一九首。以下「大斎前集」）、冷泉家時雨亭文庫蔵『恵慶集』（縦一五・三糎。定家筆部分一〇一首。以下「恵慶集」）、出光美術館蔵『四条中納言集』（縦一六・二糎。一八九首。以下「定頼集」）の書写形式は、『下官集』の記述にほぼ完全に一致する。この事実からして、『基俊集』『登蓮集』（縦一五・二糎）の書写形式の特異性が知られる。

二―二　漢字使用の観点

ここでは、まず使用漢字の全容を確認し、次に漢字と仮名との表記率の一斑から当該資料の特異性に迫りたい。

二―二―一　漢字一覧

『基俊集』に使用されている漢字は、一五字種、二一字である。和歌一首あたりの平均漢字使用数は、約〇・八字である。

『登蓮集』に使用されている漢字は、一〇字種、二四字である。和歌一首あたりの平均漢字使用数は、約〇・九字である。

次に使用漢字の一覧を示す。

▽『基俊集』　秋・風・君・草・心・月・露・夏・葉・春・人・水・昔・山・夜　（一五字種）

▽『登蓮集』　秋・君・月・心・露・葉・花・人・身・物　（一〇字種）

比較資料の「大斎前集（一九首）」は漢字字種一八、平均漢字使用数一・七、「恵慶集（一〇一首）」では漢字字種九六、平均漢字使用数二・九、「定頼集（一八九首）」ではそれぞれ、八三字種、二・一字となっている。これらに比すると、当該資料の使用漢字字種と平均使用漢字数の少なさが明白である。

しかし、この結果は比較資料との本文内容の相違に由来するものではなかろうかという疑問が生じるだろう。そこで、次節ではこの点を追究してみたい。

二―二―二　漢字と仮名との表記率

先に生じた疑問を解消するために、同語間における漢字と仮名との書き分けの実態を調査する。次に挙げる表が、その調査結果である。

	思		風		哉		月		人		身		山	
表記別	漢字	仮名	漢字	仮名	漢字	仮名	漢字	仮名	漢字	仮名	漢字	仮名	漢字	仮名
基俊集	0	2	1	2	0	7	3	0	3	0	0	0	1	7
登蓮集	0	6	0	4	0	4	4	2	5	0	4	0	0	1
大斎前集	3	0	0	0	0	4	1	1	2	0	0	0	4	0
恵慶集	7	1	7	2	10	2	8	0	16	0	0	0	13	0
定頼集	23	16	5	0	14	8	16	0	36	1	7	0	16	1

右の表から『基俊集』『登蓮集』では、おもふ（思）・かぜ（風）・かな（哉）・やま（山）など仮名表記優勢の語が、それ以外の資料では逆に漢字表記が優勢であることがわかる。一斑を確認したにすぎないが、先の疑問はひとまず払拭できるのではなかろうか。ここに至り、ようやく使用漢字字種および平均漢字使用

数の少なさといった『基俊集』『登蓮集』の漢字使用における特異点を指摘しえたといえるだろう。この点について、当該資料に見られる漢字は名詞に限られるということも付言しておく。

二―三　仮名使用の観点

ここでは、「仮名もじづかい」及び「定家のかなづかい」の両面から当該資料の特異点を指摘したい。

二―三―一　仮名もじづかい

下掲の表は、ハ・ツ・ナ・ケ・マ・ミの六種の仮名の「仮名のもじづかい」の実態である。

下表から看取される、『基俊集』『登蓮集』の主な特異点を以下に列挙する。

・ハの仮名の代表字母は、「大斎前集」以下三資料の仮名分布実態から「者」であるといえるが、『基俊集』『登蓮集』ではそのように明言できないこと

・ツの仮名の代表字母は、『登蓮集』と「大斎前集」以下の三資料では「川（つ）」であるが、『基俊集』だけは「徒」となっていること

	音節	ハ			ツ			ナ				ケ				マ				ミ		
	各仮名	者	八	太	川	徒	津	奈	那	太	奴	介	計	希	个	末	満	万	牟	美	見	三
基俊集	語　頭	0	4	5	0	4	2	6	1	6	1	1	2	0	0	2	3	0	0	3	3	0
	語　中	0	2	4	0	3	2	3	1	1	1	1	3	1	1	6	2	0	0	3	0	1
	語　尾	0	1	3	0	3	1	0	0	0	5	1	4	1	1	5	5	0	0	0	1	0
	助詞・助動詞	0	5	1	0	5	0	6	1	6	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0
登蓮集	語　頭	0	2	2	0	1	4	3	0	5	2	0	1	0	0	2	4	0	0	5	2	0
	語　中	1	2	5	0	0	2	0	0	1	0	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1
	語　尾	3	1	2	1	0	6	3	0	0	3	2	7	0	1	3	2	0	1	1	1	3
	助詞・助動詞	2	8	4	0	2	0	6	4	5	1	9	4	0	2	2	0	0	0	1	2	2
大斎前集	語　頭	0	0	5	0	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	1	1	0	0	3	5	3
	語　中	0	0	2	0	2	3	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2
	語　尾	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	0	6	0	0
	助詞・助動詞	5	3	6	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
恵慶集	語　頭	1	0	12	1	4	17	36	7	0	0	5	2	1	1	6	22	9	2	16	19	1
	語　中	2	2	6	1	0	19	11	2	1	0	3	0	0	0	2	9	0	0	6	0	1
	語　尾	1	4	8	0	0	15	0	0	0	0	4	0	2	0	0	5	2	0	10	3	3
	助詞・助動詞	3	25	41	0	2	9	15	1	0	2	5	1	0	0	1	4	1	1	4	1	1
定頼集	語　頭	3	1	24	0	3	35	58	14	7	1	12	1	0	0	17	34	5	1	15	45	3
	語　中	3	3	13	0	3	27	14	4	1	0	8	4	0	0	4	12	4	0	21	1	1
	語　尾	4	9	19	0	3	16	1	1	0	0	6	37	3	0	3	13	1	1	10	0	8
	助詞・助動詞	3	31	118	0	1	13	43	1	5	7	60	0	0	0	4	4	1	1	8	0	1

・ナの仮名は、「大斎前集」以下の三資料に比べ、『基俊集』および『登蓮集』の「那」を字母とする仮名の使用数（使用率）の多さ（高さ）に目を引かれること

・ケの仮名の代表字母は、「恵慶集」「定頼集」では「介」となっているが、『基俊集』『登蓮集』、特に前者では「計」となっていること

・マの仮名の代表字母は、「恵慶集」「定頼集」では「万」となっているが、『基俊集』『登蓮集』、特に前者では「末」となっていること

二―二―二　定家のかなづかい

定家はアクセントの高低に基づいて、ヲの仮名とオの仮名とを書き分けていた。このことは、大野晋（一九五〇）において実証された。その後、前掲論文は同（一九八二）に再録され、その巻末に付された〈「仮名遣いの起源についての研究」資料〉には、定家の仮名遣い実例も多数挙げられている。ここではそれに依拠して、『基俊集』『登蓮集』の特異点を指摘する。次に挙げるものは、その相違例である。なお、歌番号は『私家集大成』第二巻（明治書院、一九七五年）に拠った。

○みよしのゝやまゐのつらゝむすへはやはなのしたひもおそくとくらん　（基俊集　三番歌）

○あけぬるをいせのはまをきおりしきていもこひしくにみつる月かな　（基俊集　一六番歌）

○あすよりやおたのなるこもひきかへてしくれのおとにならんとすらん　（登蓮集　一五番歌）

○さよふかくしくれてわたるおときけはおもひもわかす物そかなしき　（登蓮集　一六番歌）

まず『基俊集』の例について述べると、三番歌の第五句目「おそく（遅く）」、一六番歌の第二句目「をき（荻）」は、定家の実例ではそれぞれ「をそく」、「おき」となっている。

そして『登蓮集』の例については、一五番歌の第二句目「おた（小田）」、第四句目および一六番歌の第三句目の「おと（音）」は、定家の実例ではそれぞれ「をた」（『仮名文字遣』に拠る）、「をと」となっている。(4)

二―四　字形の観点

字形の面からの検討は、その対象を和歌に限らず詞書部分にまで拡張する。また、これまでの検討で比較対象として取り上

げた三文献に加えて、より幅広い文献を『基俊集』『登蓮集』の比較対象資料とする。その理由は、少なくとも定家の場合、文字の形状までは書写内容に大きく影響されることはないと考えられるからである。新たに比較対象に加える資料は、冷泉家時雨亭文庫蔵『拾遺愚草』（以下、「拾遺愚草」）、同嘉禄二年四月書写本『古今和歌集』（以下、「嘉禄本」）、同『後撰和歌集』（以下、「後撰集」）、安藤積産合資会社蔵『古今和歌集』（以下「伊達本」）、同『拾遺和歌集』（以下「拾遺集」）、酒井家旧蔵『近代秀歌』（以下、「近代秀歌」）、御物本『更級日記』（以下、「更級日記」）、大橋家蔵『源氏物語奥入』（以下、「奥入」）、の八資料である。以上の資料を用いながら特異点を指摘していきたい。

なお、後掲の図版は影印を適宜縮小し臨模したものである。

二―四―一　漢字字形

「草」の筆順、「桜」と「鹿」のくずし方の三つを取り上げる。

□「草」の字形

漢字「草」の筆順のうち、ここでは冠の部分に注目する。

定家の草冠の書き方（行書）は二種あり、一つは横画、縦画、縦画と書く場合、いま一つは縦画、縦画、横画と書く場合である。主用の前者をⓐタイプ、後者をⓑタイプとする。ところが、左掲の『基俊集』の例は草冠の筆順が、縦画、横画、縦画となっており、いずれのタイプにも分類できない。

・基俊集（二二番歌）



・恵慶集（九番歌）　ⓐ



※ⓑタイプの例

・嘉禄本（二七七番歌）

・定頼集（八二番歌）ⓐ

・拾遺集（九三番歌）

・拾遺集（七六七、一二八〇番歌）

ⓐ

ⓐ

□「桜」の字形

漢字「桜」のくずし方は、『基俊集』『登蓮集』とそれ以外の資料とでは明らかに違いが認められる。或は使用字体の異なりであろうか。

・基俊集（四番歌詞書）



・恵慶集（二九番歌）

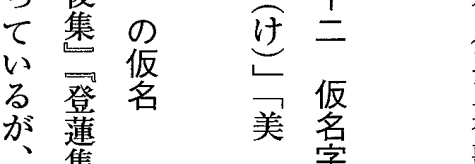
・登蓮集（二番歌詞書）

・伊達本（六二番歌）

□「鹿」の字形

漢字「鹿」のくずし方は、『基俊集』とそれ以外の資料とでは明らかに違いが認められる。或は使用字体の異なりであろうか。

・基俊集（一一番・一二番歌）



・拾遺愚草（二三四六番歌）

・伊達本（二五番歌）

二―四―二　仮名字形

「遣（け）」「美（み）」の二つを取り上げる。

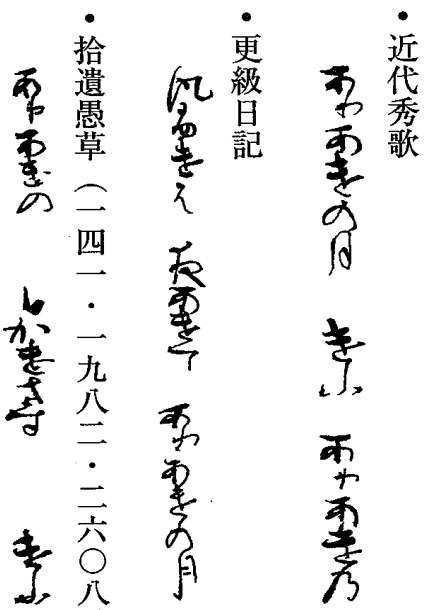
□「遣」の仮名

『基俊集』『登蓮集』では、「遣」仮名の第一画目が点二つの連続となっているが、それら以外の資料では横画となっている。

・基俊集（一・二二・二六番歌）

・登蓮集（二五・二六番歌）

・恵慶集（九・三二・三三番歌）



・定頼集（一・二四・一五一番歌）

・伊達本（一三四・六二五・六三九番歌）

・嘉禄本（一八三・六三八・九九四番歌）

・後撰集（二四一・一一〇四・一二九六番歌）

・近代秀歌

・更級日記

・拾遺愚草（一四一・一九八二・二六〇八番歌）

・奥入（「角総」「うき舟」「かけろふ」）

□「美」の仮名

この仮名字体の右端部分に注目すると、上方への筆の動きが明らかに認められる例と、それが認められない例とがあることに気づく。主用の前者をⓐタイプ、後者をⓑタイプとおく。ところが、『基俊集』『登蓮集』ではⓑタイプが主用となっている。

・基俊集（二・九・二二・二五番歌）

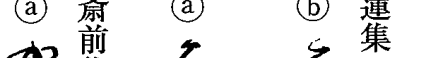
ⓐ

ⓑ



・登蓮集（一・二〇・二三・二四番歌）

ⓐ



ⓑ



・大斎前集（二・四・二三八・二三九番歌）

ⓐ



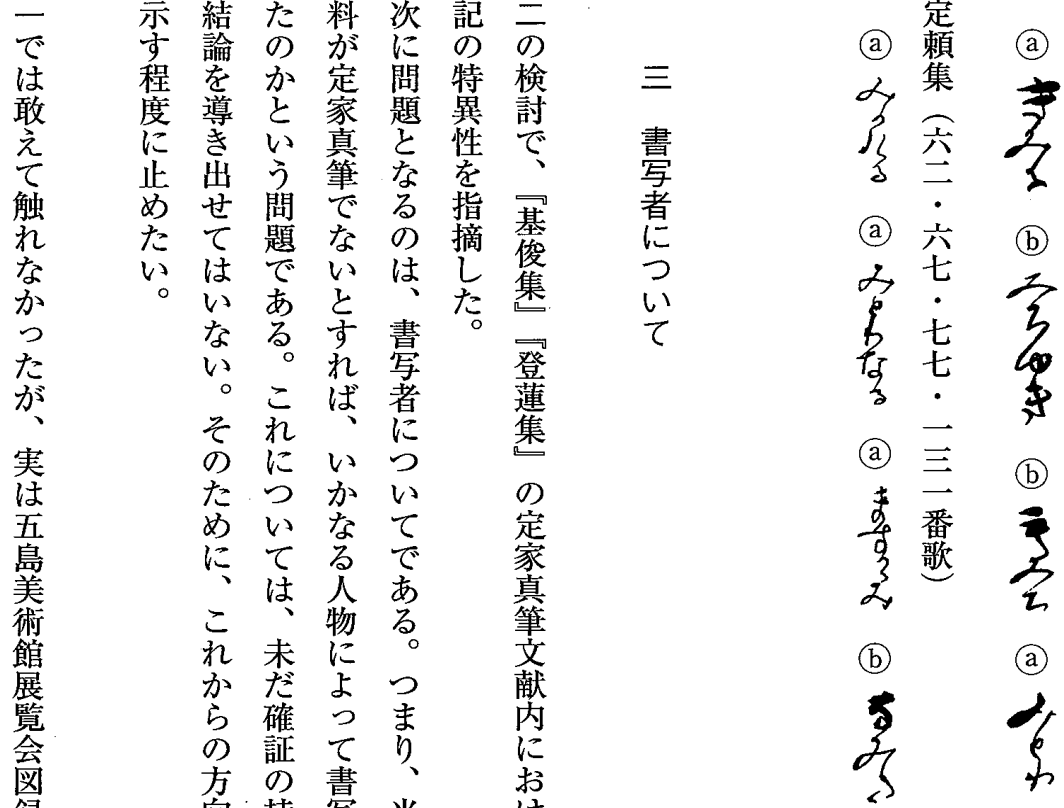
ⓐ



ⓐ



・恵慶集（六二・九四・九六・九九番歌）



・定頼集（六二・六七・七七・一三一番歌）

一冊の内に「基俊集」、「登蓮集」を収める。それぞれ筆者は異なる。「基俊集」の流麗さ、なまめかしさは、定家の筆致にみえないもの。定家周辺の人物の書である（八六頁）。

〈それぞれ筆者は異なる〉、〈定家周辺の人物の書である〉と指摘されながらも、その論拠に乏しいことは否めない。[5] しかし、この説にひとまず左袒したい。

前掲の説は、たとえ『基俊集』、『登蓮集』の書写者がそれぞれ異なるとしても、これらを類筆[6]とみなすことまでは妨げるものではなかろう。類筆という範疇には、旧稿で取り上げた天理図書館蔵『實方集』、同館蔵『一宮紀伊集』も加えられる。その他にも、それと思しき資料がないではないが、ここでは渡邉裕美子（二〇〇四）によって紹介された『俊成卿女集』の断簡[7]を挙げておきたい。この断簡の〈書風は定家様であり、天に二本、地に一本の界線を持つ用紙が用いられている〉という。

さて、渡邉氏は以下のように稿を閉じる。重要なのはこの部分である。

> 天二本、地一本の用紙は、俊成卿女が家集を自撰して定家に提出した天福元年頃の『明月記』と同じであり（但し、天福元年記の一部は天三本）、法量も天地を切ったとすれ

三　書写者について

二の検討で、『基俊集』『登蓮集』の定家真筆文献内における表記の特異性を指摘した。

次に問題となるのは、書写者についてである。つまり、当該資料が定家真筆でないとすれば、いかなる人物によって書写されたのかという問題である。これについては、未だ確証の持てる結論を導き出せてはいない。そのために、これからの方向性を示す程度に止めたい。

一では敢えて触れなかったが、実は五島美術館展覧会図録一〇七『定家様』（一九八七年）に『基俊集』『登蓮集』の書写者に関する注目すべき記述がある。それは次に挙げる当該資料についての解説である。

ばほぼ同じくらいとなる。このことは、当断簡が書写された事情を考える上では、重要な情報となるであろう。

ここで指摘されているように、『明月記』との料紙の一致が認められるならば、少なくとも当該断簡は定家周辺で書写された可能性があるということまではいえるだろう。いうまでもなく、本稿で特に『俊成卿女集』断簡を取り上げる所以はここにある。つまり、この断簡の存在は前述の『基俊集』定家側近筆説を補強しうるものであるからである。

したがって、『基俊集』『登蓮集』等の一連の資料の書写者について、あくまでも現段階で結論的なことをいうとすれば、定家真筆説をとるよりは定家側近筆説をとる方がまだ穏当であるのではなかろうかということになる。(8)

おわりに

本稿では、定家真筆と称されている『基俊集』『登蓮集』の特異性を四つの観点から指摘し、当該資料の書写者が定家本人でなく定家近辺の人である可能性を示した。

二の検討で指摘したそれぞれの特異点は、個別的にみると偶然の結果といえるようなものである可能性も存する。しかしながら、それらを包括的にみると『基俊集』『登蓮集』を他の定家真筆文献と同等の取り扱いをすることについては、旧稿で取り上げた天理図書館蔵『實方集』、同館蔵『一宮紀伊集』と同様に、大きな疑問を感じざるをえない。

これら一連の資料の持つ例外性、それ自体の意義を問う必要はないとはいえないが、さしあたっては定家真筆説に固執するよりも、客観的見地から真筆説に疑問を呈することの方が重要であると考えるのである。

［注］

(1) 一例を挙げると、小松茂美（一九六一）では二荒山本『後撰和歌集』の筆者を推定にするにあたって、使用字母の対比による方法がとられている。また、それに加え光学的研究法も用いられているが、いずれにしてもこの前提に立たなければ筆者藤原教長説は成立しない。

(2) 定家自筆という認定については、その背景に時代的制約等の諸事情が存在したであろうことを敢えて指摘しておきたい。

(3) 実際のところ、何をもって「行」と呼ぶのかも問題になるわけであるが、少なくとも『下官集』の記述に一致するものは存在しないということは断言できる。

(4)　次に挙げる所謂四つ仮名の混同例も、広義では「定家のかなづかい」の相違例に含めることができるだろう。

○夏の夜の月まつほとのてつさひにいはもるし水いくむすひしつ　（基俊集　一〇番歌）

この『基俊集』一〇番歌の第三句目「てつさひ（手遊び）」は、本来「てすさひ」と表記されるべきものである。一般に、四つ仮名の混用は中世末期からはじまると説かれているが、これを誤写ではないと認め、且つ当該資料を定家真筆とみるならば、かなり古い例を発見したといえそうである。

しかしながら、先に述べた国語史の通説は再検証を要する部分が存するように思われる。なぜなら、遠藤邦基（二〇〇六）等の研究で、平安後期の仮名文献における四つ仮名の混同例が報告されているからである。また、先の例は「須」仮名を誤認したために、それと字形の類似する「徒」仮名を書記してしまったものであると単純に処理できないということにもなる。

(5)　一九九九年、徳川美術館発行の同館名品集3『書の美』でも

筆蹟は、「基俊集」「登蓮集」それぞれで異なり、「基俊集」は定家周辺の人物の手になると考えられている。と解説されている（四辻秀紀氏担当執筆）。同書に主要参考文献としてあげられている前掲『定家様』の説を承けてのことであろうか。

(6)　類筆とは、同筆とまではいい難いが、書風上の共通点が多く見出される資料間の関係をいう。ところが、中川美和（二〇〇三）は類筆関係にあるといわれる「高野切古今和歌集第二種」と「名家家集切」との仮名用字法の類似性をも指摘している。

『基俊集』、『登蓮集』、その他の類筆資料における仮名用字法の観点からの分析結果は稿をあらためて提示したい。

(7)　渡邉氏は当該断簡の表記についても、次のように言及されている。

「折」について「おり」と「をり」、「藤衣」に対して「ふちころも」と「ふしころも」の二種の仮名遣いをしているのが、大きな問題となろう。前者は定家仮名遣いでは「おり」である。後者の「ぢ」と「じ」、いわゆる四ツ仮名の混同は一般的には近世期になって現れると言われている。

完全とはいえないが、類筆資料との共通点が書風以外にも存在することが知られる。書風に関していえば、類筆資料中、当該断簡と最も近いものは天理大学図書館蔵『實方集』である。

(8)　なお、田中登(二〇〇五)で指摘されているとおり、近時その存在が明らかになった所謂「擬定家本私家集」(時雨亭叢書第七三巻等所収)の存在をも視野に入れつつ、今後の定家様(定家流)研究は進められねばならないだろう。さらに参考までに付言すると、冷泉家時雨亭文庫には、『基俊集』とは本文系統の異なる伝定家筆の基俊集断簡(時雨亭叢書　第九巻所収)が蔵されており、兼築信行(一九九二)にこの断簡をめぐる興味深い事象が述べられている。

[資料]

徳川黎明會叢書　和歌篇二『私家集・歌合』(思文閣出版、一九八五年)、冷泉家時雨亭叢書第二巻『古今和歌集　嘉禄二年本』(朝日新聞社、一九九二年)・同第三巻『後撰和歌集　天福二年本』(朝日新聞社、二〇〇四年)・同第八巻『拾遺愚草　上中』(朝日新聞社、一九九三年)・同第九巻『拾遺愚草　下』(朝日新聞社、一九九五年)・同第十八巻『平安私家集　四』(朝日新聞社、一九九六年)・同第七三巻『擬定家本私家集』(朝日新聞社、二〇〇五年)、復刻日本古典文学館　『源氏物語　奥入』(ほるぷ出版、一九七一年)、『更級日記　翻刻・校注・影印』(笠間書院、一九七九年)、日本名跡叢刊　三三『鎌倉―藤原定家　近代秀歌』(二玄社、一九八七年)、『藤原定家筆　古今和歌集』(汲古書院、一九九一年)、『藤原定家筆　拾遺和歌集』(汲古書院、一九九〇年)、出光美術館蔵品目録『書』(平凡社、一九九二年)

[引用・参考文献](本文で詳述したものを除く)

浅田　徹(二〇〇〇)「下官集の諸本―付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻―」(『国文学研究資料館紀要』第二六号)

(二〇〇一)「下官集の定家―差異と自己―」(『国文学研究資料館紀要』第二七号)

植喜代子(一九七九)「藤原定家の変体仮名用法について」(『國文学攷』第八二号)

遠藤邦基(二〇〇六)「西本願寺本三十六集の仮名表記の異例―「四つ仮名」「開合」―」『国語文字史の研究』九(和泉書院)

大野　晋(一九五〇)「仮名遣の起源について」(『国語と国文学』第二七巻第一二号)

(一九八二)『仮名遣と上代語』(岩波書店)

片桐洋一(一九九八)「『土左日記』定家筆本と為家筆本」(『国文学』第七七号)

兼築信行(一九九二)「藤原定家筆『基俊集』断簡について」(『ぐんしょ』再刊第一七号)

小松茂美（一九六一）『後撰和歌集　校本と研究』（誠信書房）
小松英雄（二〇〇〇）『日本語書記史原論　補訂版』（笠間書院）
清水義秋（二〇〇一）講演「尊経閣文庫蔵『土左日記』は定家右筆本にあらず」（『二松学舎大学東洋学研究集刊』第三一集）
田中　登（二〇〇五）「藤原定家の書の周辺」（和歌をひらく第二巻『和歌が書かれるとき』、岩波書店）
豊田尚子（一九九二）「藤原定家自筆の平仮名文における仮名の用法について」（『國文学攷』第一三六号）
中川美和（二〇〇三）「類筆とは何か―高野切古今和歌集と名家歌集切―」（東京都立大学『人文学報』三四〇号）
名児耶明（一九九九）「定家の若書き書風について」（『書論』第三一号）
林田定男（二〇〇三）「天理図書館蔵『實方集』の表記―定家真筆説への疑問―」（『国文学』第八七号）
（二〇〇五）「天理図書館蔵『一宮紀伊集』の表記―定家真筆説への疑問―」（『国文学』第八九号）
藤本孝一（一九九四）「尊経閣文庫蔵『土左日記』（国宝）の書誌的研究」（京都文化博物館研究紀要『朱雀』第七集）
依田　泰（二〇〇五）『藤原定家―古典書写と本歌取』（笠間書院）
渡邉裕美子（二〇〇四）「新出『俊成卿女集』断簡紹介」（『明月記研究』九号　続群書類従完成会）

付記

本稿は関西大学国文学会（二〇〇五年一二月一〇日）における口頭発表に基づくものである。席上その他で御教示くださった方々に、記して心より御礼申し上げる。
なお、追調査および成稿にあたっては、平成一七・一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費　課題番号17・8183）の助成を受けた。

（はやしだ　さだお／日本学術振興会特別研究員ＰＤ）